

年金積立 インデックスファンド海外新興国 (エマージング) 株式

DC インデックス海外新興国株式 (愛称)

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

- 本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 368 号
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前 9 時～午後 5 時。土、日、祝・休日は除きます。）
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
野村信託銀行株式会社

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「年金積立インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年2月16日に関東財務局長に提出しており、2011年2月17日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし	その他 (MSCI エマージング・マーケット・インデックス (円ヘッジなし・円ベース))

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	7兆7,581億円
	(2011年6月末現在)

*MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が発表している、世界の新興国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（円ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、新興国の株式に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

主として、「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」への投資を通じて、新興国の株式に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

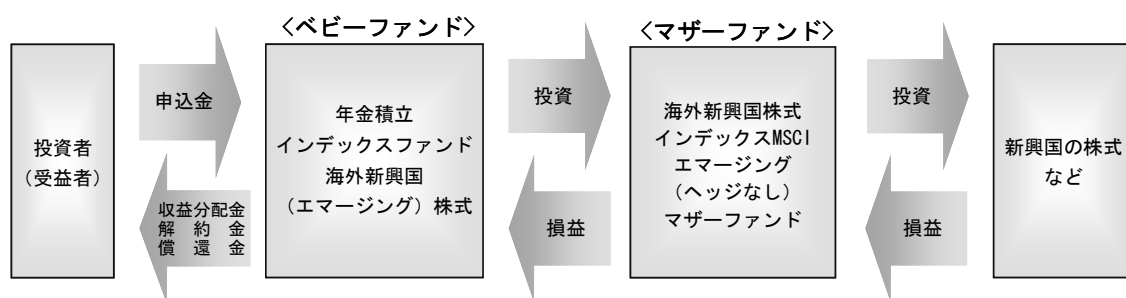
「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンドの組入比率を引き下げたりすることがあります。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・ 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・ 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・ 投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・ 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

＜MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）と基準価額の主な乖離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・ MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

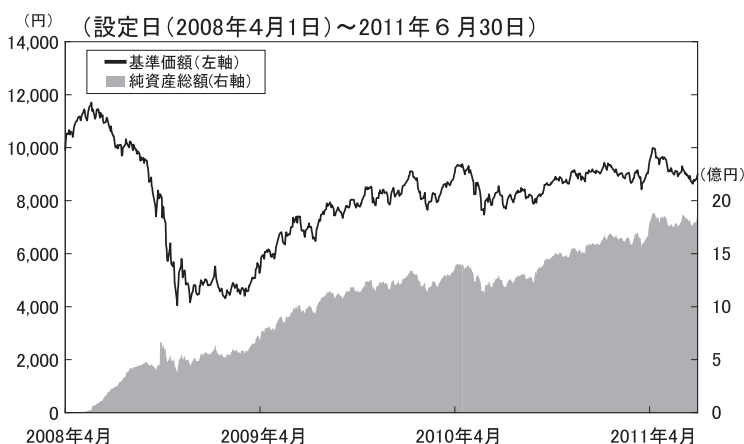
リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2011 年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用実績 2011 年 6 月 30 日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....8,988 円
純資産総額.....19.23 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の 1 万口当たりの値です。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2008年11月	2009年11月	2010年11月	設定来累計
0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	96.43%
株式先物	3.02%
現金その他	3.57%

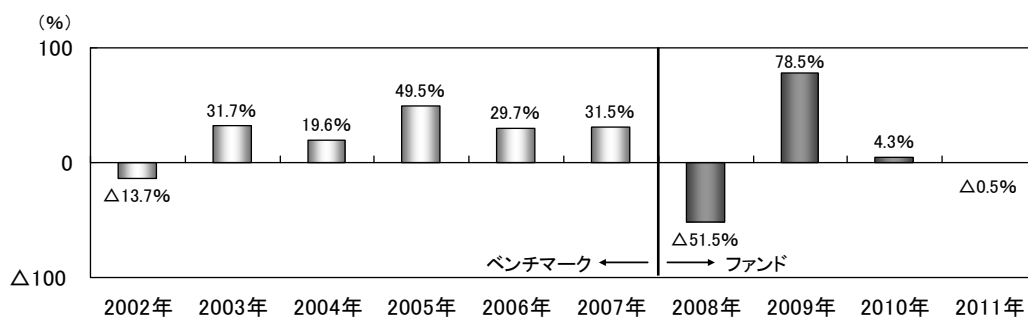
※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位10銘柄>

	銘柄	業種	国名	比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	韓国	2.09%
2	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	ロシア	1.87%
3	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	ブラジル	1.49%
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	1.48%
5	VALE SA-PREF A	素材	ブラジル	1.44%
6	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	香港	1.33%
7	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	メキシコ	1.25%
8	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	ブラジル	1.23%
9	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	ブラジル	1.19%
10	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	中国	1.09%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2007年以前は、ベンチマーク（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース））の収益率を表示しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。

※2011年は、2011年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ただし、確定拠出年金制度上の購入の申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2011年2月17日から2012年2月16日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込み日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2008年4月1日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年11月16日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し 3.15% (税抜 3%) 以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し 0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>以下の 1) ~ 3) を合計した額とします。</p> <p>1) <u>ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.8295% (税抜 0.79%) を乗じて得た額</u></p> <p>2) <u>有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に 0.525 (税抜 0.5) を乗じて得た額</u></p> <p>3) <u>投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に 0.525 (税抜 0.5) を乗じて得た額 (当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の運用管理費用として収受する規定のあるものに限ります。)</u></p> <p>* なお、有価証券届出書提出日現在、投資対象とするマザーファンドにおいては、当該規定はありません。</p> <p>運用管理費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日 (当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">< 運用管理費用の配分 ></p> <p>◆ 上記 1) の配分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用 (年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.82950%</td> <td>0.37275%</td> <td>0.42000%</td> <td>0.03675%</td> </tr> <tr> <td>(0.790%)</td> <td>(0.355%)</td> <td>(0.400%)</td> <td>(0.035%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。</p> <p>◆ 上記 2) および 3) の配分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.525</td> <td>0.420</td> <td>0.105</td> </tr> <tr> <td>(0.5)</td> <td>(0.4)</td> <td>(0.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。</p>		運用管理費用 (年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.82950%	0.37275%	0.42000%	0.03675%	(0.790%)	(0.355%)	(0.400%)	(0.035%)	合計	委託会社	受託会社	0.525	0.420	0.105	(0.5)	(0.4)	(0.1)
	運用管理費用 (年率)																										
合計	委託会社	販売会社	受託会社																								
0.82950%	0.37275%	0.42000%	0.03675%																								
(0.790%)	(0.355%)	(0.400%)	(0.035%)																								
合計	委託会社	受託会社																									
0.525	0.420	0.105																									
(0.5)	(0.4)	(0.1)																									
その他の費用・手数料	<p>諸費用 (目論見書の作成費用など)</p> <p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.1% 以内 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p> <p>売買委託手数料など</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																										

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得 税 および 地方 税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金（解約）時 および償還時	所得 税 および 地方 税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 10%

- ・上記は、2011 年 2 月 16 日現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

nikko am